

議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時	令和3年 9月29日 (水) 開会中	11時30分 開会 12時05分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	(委員長) 15番 大井俊彦 (副委員長) 5番 平口朋彦	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝 3番 原口康之
	4番 吉田富士雄	6番 藤野 守 8番 植田博巳
	9番 村田博英	10番 良知義廣 11番 澤田隆弘
	12番 鈴木千津子	13番 太田佳晴 14番 大石和央
	16番 中野康子	
欠席議員		
傍 聴		
事務局	局長 原口 亨 次長 本杉裕之 書記 大塚康裕 書記 森田さおり 書記 本杉周平	
説明員		

署名 _____ 議会改革特別委員長

開会の宣告

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは、準備ができましたので、議会改革特別委員会の全体会を開催していきたいと思いません。

2 協議事項 (1) 議会運営委員会における協議結果について

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

これまで、各グループごとに作業をしていただきました。

Aグループにつきましては、既に完結しております。

残ったB、Cグループは作業内容を議会運営委員会のほうに諮りまして、その中で議論をしていただき、議会運営委員会として、一定の方向性を出していただきました。それを今日は各グループごとに報告していただいて、最終的な作業に入っていくという形にしたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずはBグループのほうからお願ひしたいと思ひます。

○（平口朋彦君）

Bグループです。本日の全体会のフォルダの中に、Bグループ資料1と、Bグループ資料2と、二つ入れさせていただいております。Bグループ分に関しましては。そのうちの、Bグループ資料2というものは、ご参考までに全体の申合せ事項の全体像ということで添付しております。

これからは、今この場ではBグループ資料1というものをを用いて、皆様にご説明をしたいと思ひますので、1のほうをよろしくお願ひします。

全体会でいただきましたご意見を基に、議会運営委員会で協議をしていただきました。その協議結果ということで、ご報告をします。全体で4ページ分ですね。

まず、1ページ目からいきます。議席につきましては、従前は「期数、生年の若い順に1番から順に議席番号を定めていくのを例とする」というふうにしていましたが、議運の中でまたご意見が出まして、「かつ」という接続詞を入れないと、期数と生年の若い順というものの整合性、実際に当てはめていくときに不都合があるろうということで、「かつ」という接続詞を入れました。

なおかつ、期数ではなくて、「当選回数少ない順」というものが法令等ではよく使われているということで、期数をやめて「当選回数少ない順」というふうな形にしました。

続きまして、次。一部事務組合議会議員の選挙について、「全員協議会において、議会運営委員会での推薦理由を付し話合いで決める」というふうになっておりましたが、「全員協議会において話合いで決める」ということでまとめてはどうかと。当然、推選の理由というものは、その地域から優先的に一部事務組合議会議員を選ぶということになっていきますので、もしそれと、そ

の一定の法則と違えるような推選があった場合は、当然その説明があろうということで、こういうふうな形になりました。

次、討論、採決についてですが、従前は「反対の立場から」というふうに記しておりましたが、これは反対の立場のみならず、賛成を強く述べたいと委員長が考えられる場合もありますので、反対を抜いて、単純に「討論に参加しようとする場合」というふうに直しました。

続きまして、次のページ2ページ目。1日を5人にするという理由というものがはっきりと納得できるような理由がない限り、6人から5人にするのはいかがだろうということで、ご意見がありました。

いろいろなご意見もあった中で、グループもそうなんですけれども、Bグループの中でもいろいろご意見があった中で、議運で最終的に決したときに、6人から5人にするという明確な根拠というものが示されない以上、ここは変えることは妥当ではないのじゃないかということで、そのまま1日マックス6人という形になりました。

あともう一点、議長も一般質問で登壇できるのではないかとということも含めまして、議員定数であります16人が登壇できるような形で記述をしております。

続きまして、2ページ目から3ページ目にわたってなんですけれども、修正箇所なんですけど、25日前後の開催というものが、12月議会が11月議会に変更になったということもありまして、25日前後というものが、必ずしも定期的にやれることも、なかなか難しいのではないかとということで、「開催を基本とし」ということにいたしました。

専門部会について。専門部会につきましては、これは皆様に全体会でもご協議いただき、ご同意いただいておりますので、今任期中で廃止ということになります。そのため、10月30日までは専門部会というものは有効しますが、それ以降は粛々と手続にのっとり、専門部会というものの記述が削除されます。

それに伴って、専門部会規定、そちらのほうは申合せ事項以外にもありますので、それは改選以降に手続をして、しかるべき方法で削除にかかっています。

3ページ目の下。請願・陳情について。従前の4分の3というものが、なぜ4分の3になったかという経緯も含めまして検討しました。議会の総意ということで、4分の3というものは重んじるべきではないかという話の中で、やはり請願の議決に沿った形にするということは必要であろうということになりまして、表現としては、「ただし、請願等議決を経て提出されるものに関しては、議決の結果を尊重すること」ということで、ここにあえて2分の1以上という表記はしませんが、当然この申合せにのっとり請願が採択された以上、意見書というものも、その請願の願意、また採択を尊重し、皆さんで意見書提出という形になるのが適当であろうということで、こういう表現にいたしました。

最後、4ページ目ですが、現在は、新型コロナウイルス感染症が蔓延しているということで、非常にイレギュラーな形で、マスク着用については逐次許可を求めなくても、ガイドラインにのっとりマスクを着用した上で議場に入っております。この申合せに関しましては、今現在、現

時点だけのものではなくて、将来的にもずっと有効でありますから、コロナが終息後、皆さんがマスクをしなくなったときには、それでも風邪等でマスクをする場合は、議長に許可を求めるという記述は必要だろうということで、あえてこの部分はしっかりと残すということになりました。

以上です。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

Bグループから報告がございました。これについて、皆さんのほうから、何かご意見ございますか。

太田委員。

○（太田佳晴君）

文じゃないんですけれども、ページ7の一部事務組合議会議員の選挙の改正のほうですけど、「全員協議会において、話し合いで決める」となっているんですけど、「、」があるんですけど、この「、」って必要ないんじゃないかなと思うんですけど。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

平口委員。

○（平口朋彦君）

句点は当然法則性があるんですけど、読点ってなかなか、人の書き癖というのもあると思うんですよ。いわゆる、法令等では、読点を打つ、打たないというところが結構厳密に決まっていますよね。私も、絶対ここは読点を打ちたいよというところは、以前、法令担当で、法令に精通している本杉周平さんから、事務局から、ここは打たないのが適当ですと、どの法令を見ても、ここには読点は打ちませんというご指摘をいただいたんですね。

そういったこともありますので、全員協議会においての、この読点については、どちらがふさわしいかというものを、ちょっと。

○事務局書記（ 君）

今現状の申合せでは、点がついているので、恐らくそれをそのまま、これは変えないということで、したんじゃないかなと思うんですけども。

○（平口朋彦君）

いずれにせよ、こういったある程度かつちりした文書ですので、どちらがふさわしいかというものは、きっちり調べてもらいます。それについて、ご報告ありますかね。もし事務局のほうで調べて、これはないほうが適当だ、あったほうが適切だというものであれば、そのまま、あるいはそこで決めさせていただく形でいいですか。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

それで構わないんですけれども、ただ、私が言ったのは、改正前の一部事務組合議会の選挙の、

ここの点のつけ方でいくと、「推選理由を付し、話し合いで決める」ということになると思うんですよ。それが今回は、ここはなくてこっちはついていたので、どのようなことかなと、そんなふうに感じただけなので、それはちゃんと、いいです、決めてもらえれば。

それともう一つ、3ページの請願・陳情・意見書のところの、改正のほうの、ただしのほうの、これはいいのかなとは思いますが、「ただし、請願等議決」、請願等議決でいいのかな。「請願等の」とかいう、そこが。

○（平口朋彦君）

助詞を入れたほうが分かりやすい。「請願等議決」というと、一塊の単語のように捉えられて、誤解を招きかねませんので、今の太田委員のご指摘どおり、「請願等の」、「の」を入れるようにしたいと思います。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは、Bグループのほうはこれで終わります。

続きまして、Cグループのほうに移りますので、村田班長さん、よろしくお願ひしたいと思います。

○（村田博英君）

Cグループです。

前回の全体会議のときの指摘といいますか、こうしたほうがいいということがございまして、それを受けて、訂正をして、それを議運のほうで確認をしていただきました。その結果をまとめてありますので、変わったところだけ、前回の指摘のところだけ説明をします。

1ページ目、第2条ですね。全体会での指摘は、「市民全体の奉仕者」という重要な言葉を使ったほうがいいと。「市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり」というのは、検討した結果そのままにして、改正は行わず、「市民全体の奉仕者」のままとする。青い文字がそれです。

それから2ページ目、この指摘は、（1）なぜ都度委員を選任する方法に変えたのか、恣意的な選任にならないか。（2）は、請求者及び対象者を外すとすると、請求者以外が白だと感じている案件では、白と考えている議員しか委員にならないということになるのではないかとということで、なぜそうしたかという、先に選任しておく、請求者、申請者及び対象者が委員となる可能性があって、審査が公平公正に行われない可能性が考えられるため、選任方法を変えた。

それからもう一つは、委員を決めるのに、議長は当然恣意的にならないようにしなければならないということでしたが、議会運営委員会の決定は、選任方法は請求ごとのままとする。委員から除外する議員は審査の対象となっている議員のみとし、請求した議員は選任の対象とする。委員会では、様々な意見が出るべきである。また、多くの署名員がいた場合も開催が可能となるよ

うにする。当然、恣意的な選任になってはならないということでもあります。

3 ページ目、第11条ですが、この前の指摘は、本会議での報告を全員協議会に変えたのはなぜか。飲酒運転等の世間を揺るがすような事件を起こした場合は、市民からの注目度も高いことから、本会議のほうにそぐう場合もあると思うがということに対して、なぜそうしたかという、刑事事故を起こした際の政治倫理委員会の対応までは議論していないと。そのような場合は、政治倫理委員会の範疇を超えて対応する必要があると考える。再度検討する必要があるなら検討しますということで、議会運営委員会の決定は、改正のとおり、議員全員協議会において報告すること。議会だよりに掲載することで、市民に周知することも考えられるということでもあります。

4 ページ目。新設の第13条です。この訓令に規定する議長の職務は何を指すのか。議長の職務については法令で認められている。簡単に議長職務の代行について規定してしまっているのか。

なぜそうしたかという、この訓令等は政治倫理規定のこと。政治倫理規定の中で規定されている議長の職務を表している。規定するかどうかの議論もあったが、万が一、議長、副議長がともに審査対象になったときに、この訓令に規定されている議長の職務を行う者が不在となることを防ぐ意味を込めて規定した。

議運では、関係する議長の職務（委員の選任、委員会報告の受理、是正措置実施の有無）については、条を限定して明確にする。本規定自体は、万が一の場合も想定して、必要なものと判断。議員の互選で定めた議員ではなく、議会運営委員長、議会運営副委員長の順で指定して置くこととすると。ということでございます。

それで、5 ページですが、その他で、現在の条文の流れだと順を追っていないので、流れに沿った形となるように、条の順序を変更いたしました。

新たな政治倫理規程は改選後からの施行とするということで、以上、説明とした条例の条の流れを正しくした、ちょっと変えたということでございます。

本杉さん。詳細を、議運に私は出ていないので、漏れがあるといけないので。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

今、村田班長さんのほうから、Cグループの話がございました。これについては、議運のほうで方向性を出したのについて、再度Cグループのほうで協議をしていただいたものでございまして、今、班長さんが言われたとおりでございます。内容的には。

そうしたことで、皆さんのほうから、今日は全体会ということですので、今、村田委員のほうから話があったことについて、何かご意見等ございましたら、出していただきたいというふうに思います。

Cグループとしては、最終的な方向性がこれだということですね。

事務局書記。

○事務局書記（本杉周平君）

補足で、資料のほう6 ページ以降に、新旧対照表ということで、私のほうで議会運営委員会及びCグループの決定を基にした、最終的なものをつくらせていただいております。簡単にではご

ございますけれども、村田座長から報告していただきました内容を補足する意味も込めて、少し変わったところのみですが、ご説明のほうを簡単にさせていただきます。

まず、6ページをご覧ください。第2条のところですね。赤くなっているところがございますけれども、こちらは先ほど、村田座長からお話がございましたとおり、「市民全体の奉仕者」ということで、代表者を奉仕者に戻しているというところがございます。

次に、7ページになりますけれども、下のほうに第4条ということで、委員会の開催請求というところに加わっております。これは、先ほど村田座長のほうからお話がございましたけれども、実際には開催の請求があつて委員会を設置するという流れになりますので、現在の第7条に規定されている委員会の開催請求というものを、第4条、一番初めに持ってきたというところがございます。

8ページです。それに伴いまして、現行の第4条で政治倫理委員会の設置というところがございますけれども、こちらについて、第4条に1条加えたことによりまして、若干の文言の修正のほうをさせていただいております。

また、改正案の第5条2というところに少し付け加えさせていただいておりますけれども、議長のほうへ開催の請求が議員5名の連署によって出されますので、その後、議長が委員会の設置をする際には、請求の対象となっている議員に対しましては、請求日、請求人指名等の請求内容について、議長から通知するというところを加えさせていただいております。

一番下ですね。改正案の第7条のところですが、こちらは先ほど村田座長からお話させていただきましたが、委員の選任ですけれども、人数は変わらず6人ですが、選任と委員になれる議員さんの身分につきましては、請求の審査の対象となっている議員を除く議員のうちから、議長から議員全員協議会に諮って審議をするという形に変えさせていただいております。

次の9ページになりますけれども、真ん中、現行の左側真ん中に第7条ということで、委員会の開催請求及び招集というところがありましたが、こちらは先ほどの説明のとおり、実際の事務の流れに沿うように改正案のほうでは、第4条のほうに移動しております。

次のページ、10ページですが、右側の改正案のところ、第10条、第11条ということで、委員会の公開と守秘義務という条文を付け加えさせていただいておりますけれども、こちらも全体の流れを見まして、現行の条文のほうから、少し場所を移動させていただいているというところがございます。

次の11ページですが、こちら改正案のほうの第14条、こちらが議長の職務の代行というところがございますけれども、こちら先ほど説明がありましたとおり、万が一、議長及び副議長がともに審査の対象となったときには、もともとは議員の互選により定めた議員がという規定でしたけれども、議会運営委員長、議会運営副委員長の順でということ、あらかじめ順次の指定をさせていただいております。

また、代行するとなる議長の職務につきましても、分かりやすいように条番号を指定して明確にしているというところがございます。

簡単ですけど、以上でございます。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ありがとうございます。

今の説明を受けて、何かご意見等、ございますか。

太田委員。

○（太田佳晴君）

委員の選任の関係ですけれども、2ページ。第6条。委員を開催請求があったときに決めるという、前回も同様の指摘をさせてもらった、どうしても恣意的にならないかという心配の部分なんですけれどもね、やはりどう、私考えても、そんな気がするんです。

その考え方の一つに、4ページの、例えば第13条「議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは議員の互選により定めた議員が、この訓令に規定する議長の職務を行う」。だから、この場合は、議長の互選というのを避けて、事前に決めただけですよ、議運の委員長とかって。

この考え方でいくと、やはり先ほどの第6条の事前に決めてあるということが、この倫理規定のある程度理念的な部分が、筋が通ると思うんです。

例えば、議会運営をやはり中枢で執行するのは議会運営委員会なので、例えば私は、ある程度経験者が議会運営委員会に所属しているものですから、議会運営委員会のメンバーと定めるとかいうことのほうが、どうしてもそのときの議長に、その案件が出たときに指名すると、それはどうしても両方の意見があるので、議長が苦しい立場になるんじゃないかなと、その辺を危惧しますけれども、どうでしょうか。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

まず、整理させてもらおうと、第6条の関係ですけれども、今回の改正案については、委員会の組織ということなんですけれども、趣旨としては、委員会の開催請求があったとき、その都度、請求ごとに全協に諮って委員を決めるということなんですけれども、当然、対象となっている委員は委員にはなりませんよね。それ以外の議員からは、委員となれるというふうにしておかないと、例えば5人の議員が請求したとします。その人たちは、請求した人たちは、ある程度黒に近い判断をするわけですよ、対象議員は黒じゃないかという。請求しなかった議員は、白に近い判断をすると思うんですよ。請求しないものですから、そうすると、どちらか偏った委員を選任してしまうと、議論が偏ってしまうという懸念がございますよね、白黒という。ですから、白のほうの議員と黒に近い議員をそれぞれから委員を選任することができるという趣旨なんですけれども、そうしておかないと、議論にならないというふうなことが懸念されますので、そういう形でここをこのように改正したんですけれども。

太田委員。

○（太田佳晴君）

今説明してもらった、例の白という黒というね。その時点で、白と黒という色分けがついてい

るということなんですよね。そうすると、どうしてもそれは、当然恣意的になるんじゃないですか。この委員は白側だと。こちらは黒側だと。それでは、白と黒3対2になれば、黒3、白2ととね。そういうふうになりかねないので、私は事前にね。

議会運営委員会のメンバーが一番妥当だとは私は思うんですけども、議長がある程度決めて、それで全協に諮るといことなので、議長がまずは決めないとならないんですよ、それを。そのときに、議長の判断で、今、委員長が言われたように、白黒が別に背中に色がつけてあるわけではないですけど、それがあ程度、そういう形になっていると、非常に苦しいと思いますよ、それ。

議長がどうしても批判の場にさらされることもあるし。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ですからね、議長の責任において、先ほども村田委員が言われたように、恣意的にならないよということ、そこで選任をしていくということですから。ただ、対象になった議員以外から、全員から議長としての判断で恣意的にならないように選任をしていただくということがこれ、原則なんですよ。

太田委員が言われるような、そうした心配もあるんですけども、やっぱりそれは議長としての責任において、恣意的にならないような形で委員を選任していただくということで、Cグループとしては考えました。

平口委員。

○（平口朋彦君）

太田委員がおっしゃるのは、すごい分かるんですよね。やはり、議長が恣意的になったらどうか。もっと言うと、議長の責任ってすごい重くなってくるよね、批判も出てくるんじゃないかという思いだと思うんですけども、一方で、やはり議長がそのときに、ある程度バイアスがかかって、軸足が寄って、恣意的になったとすれば、すごい過激ですよ、過激かもしれないんですけど、議長不信任という声が上がってくると思うんですよね。そういったこともあれば、議長もやはり当然、自分が6人を選ぶ際には、議運に諮問すると思いますし、別に議運と一緒に責任を負うという話ではないんですけど、そこでもう一段公平性を担保しようという形にはなると思います。

そういうことで、この場合、事前に決めておくということに対しての懸念というところが、Cグループでさんざん協議されてこういう形になったので、これ以降は、議長の職務というのは大きい、議長の責任というのも大きい。議長の決したことに対して、ほかの15名というものは、きっちりと注視して、それが恣意的じゃないかということは見ていく必要があるのかなというふうに思います。

その中でおけば、この6条というのは、ある程度公平性というものを担保して運用できるのかなと思います。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

太田委員。

○（太田佳晴君）

そういったことで考え方でやっていくなら、それはそれでいいです。いいですけど、私は新たな問題が出ないか、そこを心配したものですから、意見させていただきました。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ありがとうございます。

良知委員。

○（良知義廣君）

今の件ですけれども、要は政治倫理基準の各条項を適切に解釈できるかどうか。そういった能力がなければ、しょせんいろんな問題は波及する。だから、そこら辺は、私は次は立候補しませんから、あえて言いますけれども、そこらをきちんと、能力を持ってやれる人が委員になったり、その職に就けばいいと思います。

現状から見ると、私は旧の改選後、新たな規定になる。だけど、改選前の規定を見ると、私はその解釈があまり明確にできる人がいなかったというのが、残念といえば残念ということ。

今後、そういう部分で適正な解釈ができる方が、やっぱりそのポストに就くべきだというふうに思っています。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

そういった意味でも、例えばこの訓令の流れも、始めはまず第4条で委員会の設置、それから委員会の組織、それから委員会の開催請求というふうな流れが全然違っていったということで、今回そうしたまは開催請求をして、委員会設置をして、それから委員会組織をつくるというような流れ一つ取っても、そういう形に改正したつもりですし、そうした委員の選任についても、今、太田委員からも質問がありましたけれども、選任に至るまでに恣意的にならないような形にぜひともしたいという思いから、こういう改正作業をさせていただいたということでございまして、今、良知委員が言われるように、そもそもは政治倫理委員会規定の各条文について、しっかりと公平公正という考え方を持って理解をしていくということは必要だというふうに、私も思います。

太田委員。

○（太田佳晴君）

今、良知義廣委員から発言がありましたけれども、お願いしたいのは、同僚議員を侮辱するような、そういった発言は控えていただくことが、やはりこういったものをしっかり議員間同士で信頼感を持って進めることにつながると思いますので、よろしくお願いします。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

良知委員。

○（良知義廣君）

今、太田委員から話があったけど、多分それは私のことを言っていると思うんですけど、私は決して侮辱とか、そういったものでなくて、もしそうやって感じるならば、その当事者が刑事裁

判を起こせばいい話でありますので、そこら辺を踏まえると、その批判に私は当たらない。適正な法律用語を使って言っていることでありましたので、そこら辺はご理解をいただきたいと思えます。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

この規定は、あくまでも内部訓令でございますので、その意味も踏まえていただきたいというふうに思います。

村田委員。

○（村田博英君）

いろいろとあった経験からこういう改正をやったわけでありますので、しかしながら改選になりますと、また新しい人が入って、時がたつとまた忘れますので、一番のポイントは第6条の、恣意的という言葉、これは意のままにするということなんですよ。だから、これを忘れないで、ずっと覚えておくというのは、なかなか難しいので、この倫理規定、改正の趣旨を、ぜひ残しておいていただきたいなと思います。随分そこでいろいろな議論が、Cグループでも出ましたので。

以上です。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

くどいようですがけれども、あくまでもこれは内部訓令の規定でございますので、その辺を踏まえていただきたいということでございます。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは、ありがとうございました。B、Cグループそれぞれの改正案につきまして、今後、事務的な手続を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3 その他

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

議会改革特別委員会については、以上で今期の部分については終了とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

〔午後 12時05分 閉会〕